

議案第 27 号

山陽小野田市人権教育推進協議会委員の委嘱等について

山陽小野田市人権教育推進協議会規則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市人権教育推進協議会の委員を委嘱し、又は任命すること。

令和 7 年 6 月 19 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

1 委嘱又は任命される者

別紙のとおり

2 任期

令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

3 委嘱等の理由

令和 7 年 6 月 30 日をもって現委員の任期が満了するため

【参考】

○山陽小野田市人権教育推進協議会規則（抜粋）

（委員）

第 2 条 協議会の委員は、22 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 社会教育関係団体代表

(2) 学校代表

(3) 企業代表

(4) 自治会代表

(5) 学識経験者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

人権教育推進協議会委員名簿

	氏名	所属等	法令根拠 部門等	再新	備考
1	原田 丈史	小中学校 P T A 連合会	規則 2 - 1 社会教育関係団体代表	新	
2	村上 美代子	連合女性会	〃	再	
3	伊藤 紀	子ども会育成連絡協議会	〃	再	
4	高良 哲也	小学校長会	規則 2 - 2 学校代表	再	
5	沖村 靖宏	中学校長会	〃	新	
6	小濱 富美代	市内高等学校（校長）	〃	新	
7	藤本 秀夫	企業人権教育連絡協議会	規則 2 - 3 企業代表	新	
8	金子 充	有帆地区	規則 2 - 4 自治会代表	新	
9	森 直幹	高千帆地区	〃	再	
10	久保田 喜一	高泊地区	〃	新	
11	林 祥太郎	小野田地区	〃	新	
12	末武 享	須恵地区	〃	新	
13	田中 文之	赤崎地区	〃	再	
14	大場 清春	本山地区	〃	再	
15	三井 清	厚狭地区	〃	再	
16	秋月 孝二	厚陽地区	〃	新	
17	山本 敏之	出合地区	〃	再	
18	藤井 慎一	埴生地区	〃	再	
19	能勢 俊勝	宇部人権擁護委員協議会	規則 2 - 5 学識経験者	再	
20	姫路 紀	山陽小野田保護区保護司会	〃	新	
21	中村 尚子	民生児童委員協議会	〃	再	
22	八橋 洋子	女性団体連絡協議会	〃	新	

任 期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

人権教育推進協議会委員名簿

	氏名	所属等	法令根拠 部門等	再新	備考
1	藤本 美琴	小中学校 P T A 連合会	規則 2 - 1 社会教育関係団体代表	新	
2	村上 美代子	連合女性会	〃	新	
3	伊藤 紀	子ども会育成連絡協議会	〃	新	
4	高良 哲也	小学校長会	規則 2 - 2 学校代表	新	
5	池田 訓啓	中学校長会	〃	新	
6	和泉屋 紀之	市内高等学校（校長）	〃	新	
7	梅澤 真吾	企業人権教育連絡協議会	規則 2 - 3 企業代表	新	
8	吉本 登	有帆地区	規則 2 - 4 自治会代表	新	
9	森 直幹	高千帆地区	〃	新	
10	長岡 忠男	高泊地区	〃	再	
11	村田 茂輝	小野田地区	〃	再	
12	岡村 敏彦	須恵地区	〃	新	
13	田中 文之	赤崎地区	〃	新	
14	大場 清春	本山地区	〃	再	
15	三井 清	厚狭地区	〃	再	
16	富永 晋	厚陽地区	〃	再	
17	山本 敏之	出合地区	〃	新	
18	藤井 慎一	埴生地区	〃	再	
19	能勢 俊勝	宇部人権擁護委員協議会	規則 2 - 5 学識経験者	新	
20	荒川 英良	山陽小野田保護区保護司会	〃	再	
21	中村 尚子	民生児童委員協議会	〃	再	
22	田邊 照代	女性団体連絡協議会	〃	新	

任 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで